

この付近に放置されていた自転車・ミニバイク(以下、「自転車等」といいます。)は、「おおさかしじてんしゃとう ちゆうしゃ てきせい かん じょうれい だい じょうだい こう きてい大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」第10条第2項の規定により、本市が撤去し、保管しています。じてんしゃとう しょうしゃとう 自転車等の所有者等は、以下のとおり引取りの手続きを行ってください。

1 撤去した日 **4月 28日**

※撤去した日から20日経過しても引取りに来られない場合は、

大阪市において処分します。

2 自転車等を保管している場所

南 港 東 自 転 車 保 管 所

住所 大阪市住之江区南港東2丁目3番

電話 06—6569—4710

開設時間 午前10時 ~ 午後6時

定休日 12月29日 ~ 1月3日

3 引取りの際に必要なもの

(1) 撤去保管料 (自転車) 3,500円

(ミニバイク) 5,000円

(2) 自転車等のカギ

(3) 本人であることが確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカードなど)

大阪市・大阪府警察署

南港東自転車

保管所の

QRコード

